

個人情報取扱い事業に係わる概要書

杉並区立高井戸保育園

指定管理者 社会福祉法人 東京家庭学校

個人情報取り扱い事業に係わる概要書

はじめに

高度情報通信社会の進展に伴って、本人の知らないところで個人情報が収集・利用されるなどの、取り扱いによってはプライバシーの侵害が問題とされるようになってきました。

そこで、杉並区立高井戸保育園（指定管理者 社会福祉法人 東京家庭学校）（以下「実施機関」）におきましては、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示や訂正・利用停止等を求めることができるようにすることによって、実施機関における保育事業の適正・円滑な運営を図りながら、個人の権利利益を保護することを目的として、「個人情報保護規則」を作成いたしております。

個人情報とは

氏名、性別、生年月日、住所のほか、病歴、家族、関係、所得といった個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。

また、それだけでは誰のものか分からない情報であっても、他の情報と照らし合わせると誰のものか分かるものも、個人情報にあたります。

利用目的による制限

個人情報収集にあたり、あらかじめ個人情報の利用目的を明確にします。

個人情報の取扱い（収集、利用、提供、保有、廃棄等）は、利用目的の達成に必要な範囲で行います。

利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると、合理的に認められる範囲を超えて行いません。

収集の制限

原則として社会差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しません。

適正な収集

個人情報は、原則として本人から収集いたします。

詳しくは「個人情報保護規則」第4条をご覧ください。

利用及び提供の制限

個人情報は、実施機関により保護され、電子計算機上の情報は原則的にパスワードにより保護され、オンライン結合を含める、いかなる手段によっても、実施機関による必要目的以外のものへ提供しません。

オンライン結合とは

実施機関が管理する電子計算機と外部の電子計算機などを通信回線で結び、実地機関が保有する個人情報を外部のものが利用できる状態にあることをいいます。

個人情報の安全確保措置等

個人情報の漏洩・滅失・き損などにたいする防止措置をとるよう努めます。
利用目的に必要な範囲な個人情報を正確・最新の内容に保つように努めます。
不要となった個人情報は、确实・速やかに廃棄、消去します。

職員等の義務

実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用しません。

情報の開示

実施機関において、園長及び職員が職務・活動の中で作成した文書等の、組織的に用いるもの（以下「対象文書」。定義は「個人情報保護規則」第11条参照）に記録されている、ご自分の個人情報（以下「自己情報」）は、開示を申し出（以下「開示申出」）することができます。

また、代理人が開示請求を行うこともできます。（「個人情報保護規則」第11条参照）

申出の方法

開示申出は、「個人情報開示等申出書」に記入、提出をお願いいたします。

開示の決定

実施機関は、開示申出があった日から原則として10日以内に、開示申出に対して、開示申出に係わる個人情報を、全部もしくは一部開示又は開示しない旨の決定をします。

決定事項は、書面により申出された方に通知いたします。

詳しくは「個人情報保護規則」第13条～第17条をご覧ください。

情報の訂正

実施機関が開示申出により開示した自己情報に誤りがあることが認められた場合、開示申出をされた方は、訂正の申出（以下「訂正申出」）をすることができます。

申出の方法

訂正申出される方は、「個人情報開示等申出書」に記入され、可能ならば訂正内容が事実と合致することを証明する書類等を提出又は提示していただきますと助かります。

情報の削除

自己情報が実施機関において不当若しくは不要と認められるときは、自己情報の削除を申出することができます。

申出の方法

「個人情報開示等申出書」に、必要事項をご記入ください。

情報の利用停止等

開示決定を受けた自己の個人情報が適法に取扱われていないと思うときは、実施機関に対し、その利用の停止、又は提供の停止を申出することができます。

申出の方法

「個人情報開示等申出書」に、必要事項をご記入ください。

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し実施機関がそれを実施するにあたっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに励むものであります。

また、規則の詳細は、「個人情報保護規則」を、どうぞご覧ください。